

## 『部活動に係る活動方針』

八戸市立白銀南中学校

### 1 部活動の目的

部活動は、生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであり、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものとして、学校教育の一環として行われるものである。

本校においては、部活動をとおして、技能や知識の習得のほか、生涯にわたってスポーツや芸術・文化に親しもうとする態度を養うとともに、心身の健康の増進、好ましい人間関係の形成や社会性等の育成を図る。

### 2 運営方針

- (1) 部活動の目的や指導方針、望ましい休養日や活動時間等について全教員で確認し、共通実践を推進する。
- (2) 部活動は全教員が担当し、一人の顧間に負担が集中しないように役割を明確にするとともに、協力して運営・指導にあたる。
- (3) 部活動の活動方針、各部の年間計画や活動計画について、保護者や地域住民に対して周知し、理解と協力が得られるよう努める。
- (4) 生徒の安全を第一に考え、施設・設備等の安全点検を行うとともに、大会等の引率時における生徒の把握、活動時の安全確認等についても十分に配慮する。
- (5) 部活動の円滑な実施に資する目的で保護者会（仮称）を組織する。
- (6) 生徒の休養日及び活動時間等については、生徒の発達段階を考慮するとともに、「八戸市中学校運動部活動の指針」に準じ、本校では以下のように定める。

※1 活動時間：準備・休憩等を除く実質活動時間。

①休養日について

- ア 週あたり 2 日以上の休養日を設ける。
  - ・平日は 1 日以上
  - ・土日のいずれか（3 連休でもいずれか 1 日を休養日とする）

※2 大会参加で土・日曜日の両日活動した場合は、翌週のできるだけ早い平日に休養日を設け、振り替える。

イ 長期休業中の扱い

- ・土日のいずれかを休養日とする。
- ・週の活動時間の上限を 16 時間未満とする。
- ・長期休養期間を下記のように設け、活動を行わない。

（8月13日～8月16日・12月29日～1月3日）

ウ テスト期間は部活動を行わない。ただし、県大会などの上位の大会が定期考查直後に控えている場合で、保護者からの要望があった生徒に限り、校長の許可を受けて1時間程度の活動を行うことができる。その場合は生徒の体調や学習時間の確保に十分に配慮する。

## ② 活動時間

ア 平日の活動時間は、2時間程度とする。

イ 休業日の活動時間は、3時間程度とする。

※3 練習試合等の場合は校長が許可した場合のみ認めることとし、生徒や顧問教員の過度の負担にならないように十分に配慮し、計画的に実施する。

ウ 長期休業の活動時間については、休業日の活動時間に準じて1日3時間程度、週あたり16時間未満までとする。

エ 生徒の退下完了時刻は、4月から9月は午後6時30分、10月から3月は午後6時とする。

※4 土日祝及び長期休業中の活動時間帯は、原則午前8時30分～午後4時とする。  
オ 原則として、時間を延長しての活動は行わない。

※5 ただし、生徒及び保護者からの要請を受け、顧問も同意した場合、校長の判断のもと、以下の場合に限って時間を延長しての活動を可能とする。

・運動部については、中学校体育連盟が主催する夏季・秋季大会の前3週間、合唱部については、NHK音楽コンクール・全日本合唱コンクールの3週間、文化部（合唱部・美術部・科学部）については、本校文化祭の前3週間とする。

・延長活動場合、生徒の退下完了時刻は、4月から9月は午後7時、10月から3月は午後6時30分とする。

カ 朝練習は行わない。

## ③ 練習試合や大会・コンクール等への参加

ア 顧問は、年間を見通して、生徒の学習や生活等への影響、保護者の負担等に十分配慮し、練習試合の実施回数や、参加する大会・コンクールの数を精査する。

イ 練習試合や大会・コンクール参加への交通手段は、公共交通機関、貸切バス・タクシー等の利用、もしくは、保護者の自家用車を原則とし、教職員が生徒を自家用車に同乗させて移動することを禁止する。

## 3 指導方針

- (1) 生徒による自主的・自発的活動が促進されるよう、生徒個々に目標や課題をもたせ、目標達成や課題解決が図られるよう支援する。
- (2) 生徒の健康に考慮し、本校で定めた休養日や活動時間等を厳守するとともに、過度な活動内容とならないよう配慮する。
- (3) 豊かな人間性や社会性を育むため、生徒の努力を認め、励ます、肯定的な指導と、コミュニケーションを大切にした指導に努める。
- (4) 体罰は絶対に許されない行為であることを十分に意識し、生徒に対して肉体的・精神的苦痛を与えることや、セクシャルハラスメント・パワーハラスメント、生徒の人格を否定するような発言等は絶対に行わない。

## 4 外部指導者の活用について

- (1) 外部指導者を活用する場合は、年度当初に校長の承認を得るとともに、「部活動に係る活動方針」に沿って指導が行われるよう、共通理解を図る。
- (2) 外部指導者の委嘱については、以下の手順を経て承認する。
- ①年度始めに顧問の意向、また必要に応じて顧問と保護者会との協議によって、外部指導者の委嘱の可否を決定する。
  - ②顧問が、外部指導者の委嘱を校長に申請する。
  - ③校長が、外部指導者に委嘱状を交付する。
  - ④外部指導者の任期は委嘱状を交付した日を初めとしてその年度の末日までとする。
  - ⑤外部指導者は、委嘱状交付を受けて後に指導を開始することができる。また途中解任されない限り、任期終了まで指導することができる。
- (3) 外部指導者は以下の禁止事項・配慮項目を遵守すること。また校長及びPTA会長は外部指導者の指導等に逸脱が見られた場合、任用の期間に関わらず解任することができる。
- ①禁止事項
- ア 業務中に知り得た生徒に関する情報を外部に漏洩すること。
  - イ 「八戸市小学校スポーツ活動・中学校運動部活動指針」及び本方針にそぐわない指導を行うこと。
  - ウ 体罰及びパワーハラスメント、セクシャルハラスメント等の行為を行うこと。
  - エ 部活動以外の時間に生徒を集めての指導を行うこと。
  - オ 顧間に相談せず、独自の判断で練習試合等を計画すること。
- ②配慮事項
- ア 生徒の健康や安全に配慮すること。
  - イ 生徒の心身の発達の段階や個人差に配慮すること。
  - ウ 運営や生徒の指導に関することは、顧間に相談すること。
  - エ 技術指導に特化することなく、目標を踏まえて指導にあたること。
  - オ 勝利至上主義にならないよう配慮すること。

## 5 本年度の部活動

- (1) 本年度設営する部活動について
- ①運動部 野球部（男女）、サッカーチーム（男女）、陸上競技部（男女）  
男子バスケットボール部、女子バスケットボール部  
バレーボール部（女子）、卓球部（男女）  
※6 男子ソフトテニス部及び女子ソフトテニス部は夏季大会終了後廃部。
  - ②文化部 合唱部、美術部、科学部

## 6 顧問が運営・指導する際の留意点

- (1) 年間計画及び毎月の活動計画等の作成にあたっては、次の点に留意する。
- ① 年間計画は、学校で策定する「部活動に係る活動方針」を基に顧問が作成し、年校長の承認を得て後、保護者に説明・配付する。
  - ② 活動計画は、顧問が毎月25日をめどに翌月の活動計画を作成し、校長、教頭から承認を得る。また、承認を得た活動計画の原本は、生徒指導部がファイルに綴じて職員室に保管し、全教職員が共有できるようにする。
  - ③ 実績報告書は、顧問が月末に作成し、校長、教頭に提出する。また、確認後は事務に原本を渡し、生徒指導部が写しをファイルに綴じて保管する。

- (2) 顧問は、毎月28日をめどに、生徒・保護者に翌月の練習日程表を配付する。
- (3) 顧問は、外部指導者を活用する場合、練習日程や活動内容等について共通理解を図りながら指導にあたる。
- (4) 顧問は、生徒の活動に立ち会い、直接指導または見守りをするのが原則であるが、やむを得ず直接練習に立ち会えない場合は、他の教員に協力を依頼し、活動内容を伝達する。
- (5) 顧問は、生徒の安全面を考慮し、練習場所の安全点検を行うとともに完全退下時刻を厳守する。
- (6) 顧問は、練習前や練習中の生徒の健康状態を確認しながら指導にあたる。また、部活動中に生徒の怪我が発生し、必要と判断した場合は迷わず救急車を要請する。軽微な場合は、必要に応じて応急手当を行い、管理職及び養護教諭に報告するとともに、保護者へ連絡する。
- (7) 部活動において独自に経費の徴収を行う場合は以下の手続きによる。  
①徴収金に関わる事務は全て保護者会（仮称）が行う。  
②保護者会（仮称）は役職の中に会計及び監査を担当する者を置く。  
③保護者会（仮称）は会計規則を定め、規則に則って事務を行う。  
④保護者会（仮称）は会が定める任意の時期に会計報告を行い、会員の承認を受ける。
- (8) 土・日・祝日などの警報発表時の部活動について  
①午前7時の段階で八戸市に「暴風」「大雨」「洪水」の警報発表されたときは、午前の活動は中止とする。  
②午前10時段階で、警報が解除になった場合、12時より活動可能とする。  
③午前10時段階で、警報発表中の場合、部活動は中止とする。  
④学校で部活動中に警報が発表された場合は、速やかに下校させる。

## 7 文化部活動について

文化部活動においては、文化部活動の特性を踏まえつつ、本活動方針に準じた取り扱いをする。

## 8 その他

活動方針は、国や県・市などの動きを注視し、必要に応じて見直しを図る。

（この活動方針は令和5年4月1日より実施）